

河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業

募集要項

令和8年（2026年）2月

令和8年（2026年）3月（変更版）

鹿児島市水道局

本書の位置づけ	1
はじめに	2
第1章 特定事業に関する事項	3
1. 事業内容に関する事項	3
(1) 事業名称	3
(2) 対象となる公共施設	3
(3) 公共施設等の管理者	3
(4) 事業目的	3
(5) 施設の概要	3
(6) 事業内容	10
(7) 事業スケジュール	12
(8) 関係法令等の遵守	12
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	13
1. 事業者の募集及び選定方法	13
2. 事業者の募集及び選定の手順	13
(1) 事業者の募集及び選定スケジュール	13
3. プロポーザル応募に関する手続き	14
(1) 募集要項等に関する説明及び現地見学会	14
(2) 資料の閲覧（DVD等による配付）	15
(3) 募集要項等に関する意見、質問の受付	15
(4) 募集要項等に関する意見、質問への回答	15
(5) 原水の提供	16
(6) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付	17
(7) 参加資格審査結果の通知等	17
(8) 資料閲覧・現場調査・技術的対話	18
(9) 提案書の受付	19
(10) 応募の辞退	19
4. 提案書に関するプレゼンテーション等の実施	19
5. 応募者の備えるべき参加資格要件	19
(1) 応募者の構成等	19
(2) 全ての構成企業に必要な資格	20
(3) 設計業務を行う構成企業に必要な資格	21
(4) 土木工事を行う構成企業に必要な資格	21
(5) 建築工事を行う構成企業に必要な資格	22
(6) 機械設備工事を行う構成企業に必要な資格	22
(7) 電気設備工事を行う構成企業に必要な資格	23
(8) 維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	23
(9) 参加資格確認	24
6. 地元企業への発注及び市内産品の活用	24
7. 事業に関する費用	25
(1) 事業費限度額	25

(2) 事業費限度額の積算基準日	25
8. 審査及び選定に関する事項	25
(1) 参加資格審査	25
(2) 技術的対話	25
(3) 基礎審査及び基礎審査結果の通知	25
(4) 提案内容審査	26
(5) 審査及び最優秀提案者の選定	26
(6) 優先交渉権者の決定	26
(7) 審査結果等の通知及び公表	26
(8) 委員及び局担当者への自己に有利な働きかけの禁止	26
(9) 失格事項	26
(10) 提出書類の取扱い	27
(11) 募集の中止等	27
9. 事業契約等に関する基本的な考え方	27
(1) 事業契約の締結	27
(2) 契約に要する費用の負担	28
(3) 契約保証金	28
(4) 事業者の責任の履行	28
(5) 事業契約等の公開	28
(6) 次位交渉権者との交渉	28
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	29
1. 基本的な考え方	29
2. 予想されるリスクと責任分担	29
3. 事業の実施状況のモニタリング	29
(1) 設計・建設工事段階	29
(2) 維持管理段階	29
(3) モニタリング費用の負担	29
4. 提供されるべきサービス水準	30
5. 支払い手続き	30
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	31
1. 立地に関する事項	31
2. 規模及び配置に関する事項	32
第5章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	32
1. 誠実な事業遂行義務	32
2. 係争事由に係る基本的な考え方	32
3. 管轄裁判所	32
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	33
1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	33
(1) 局による是正勧告	33
(2) 事業契約解除	33
(3) 事業契約解除に伴う損害等	33

2. 局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	33
(1) 事業者による事業契約解除	33
(2) 事業契約解除に伴う損害等	33
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	33
(1) 設計・建設工事期間	33
(2) 維持管理期間	33
4. その他	34
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	34
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	34
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	34
3. その他の支援に関する事項	34
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	34
1. 公正な応募の確保	34
2. 本事業に係る情報の提供	34
3. 応募に当たっての費用負担	34
4. 使用言語、単位及び時刻	34
5. 問合せ先	34

添付資料

- 別紙1 想定する事業実施体制
- 別紙2 リスク分担表
- 別紙3 河頭浄水場更新用地 現況平面図等

用語集

用語	定義
本市	鹿児島市
局	鹿児島市水道局
本事業	河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業
事業者	河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業を実施する民間事業者
DBM 方式	調査、設計業務、建設工事及び維持管理業務を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法
実施方針等	実施方針の公表の際に、局が公表する書類一式（実施方針及び添付資料等）
募集要項等	局が公表する募集要項、要求水準書、モニタリング基本計画、優先交渉権者選定基準、事業契約書（案）、提出書類作成要領及び様式集、その他附属書類並びにこれらに関する質問回答書（技術的対話の対話内容及びプレゼンテーション及びヒアリングでの質問回答を含む）
提案書	局に提出した提出書類作成要領及び様式集に定める本事業に係る提案書類一式並びに当該提案書の説明又は補足として事業者が事業契約までに局に提出したその他一切の文書等
応募グループ	本事業への参加に対して複数の企業で構成されるグループ
構成企業	応募グループを構成する者
協力企業	構成企業から工事の一部を請け負い、又は業務の一部を受託する構成企業以外の者
代表企業	応募グループを代表する企業
地元企業	鹿児島市内に本社又は本店のある企業
設計建設 JV	設計・土木工事、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事を行う構成企業によって結成する設計業務、建設工事のための共同企業体
維持管理 JV	維持管理を行う構成企業によって結成する維持管理業務のための共同企業体

本書の位置づけ

本募集要項は、鹿児島市水道局（以下「局」という。）が実施する河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、本事業に応募しようとする民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- ・ 要求水準書
- ・ モニタリング基本計画
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 基本契約書（案）
- ・ 設計及び建設工事請負契約書（案）
- ・ 維持管理業務委託契約書（案）
- ・ 提出書類作成要領及び様式集

応募者は、募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類等を提出するものとする。

募集要項等と募集要項等に先行して公表した実施方針等に相違がある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、本募集要項等に関する質問への回答書及び意見への回答書によることとする。

はじめに

河頭浄水場は、鹿児島市（以下「本市」という。）で初めて表流水（甲突川）を取水する浄水場として、昭和40年（1965年）4月に日量20,000 m³の施設能力で通水し、その後増設を重ね、現在では、本市最大の日量109,100 m³の施設能力を有する重要な施設となっている。

浄水処理は、甲・乙の2系統で行っているが、甲系統は昭和40年（1965年）の通水後、施設の老朽化が進んでおり、耐震性能の不足や非常時の対応に課題があることから、更新が必要となっている。

局は、河頭浄水場（甲系統の浄水施設）を更新するにあたり、令和5年（2023年）11月に「河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新基本計画」を策定するとともに本事業における発注方式等について官民連携導入可能性調査を行い、設計・工事・維持管理までを一括してDBM方式により実施することとしている。

この募集要項は、事業者の選定を行うに当たって、事業の実施に関する方針を定めるものである。

【河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新基本計画の更新のコンセプト】

1 安全・安心な水を供給できる浄水場

原水の水質変動などがあっても、安全で安定した給水ができる浄水場を目指します。

2 強靱な浄水場

自然災害などが発生したとしても、運転を停止することのない、強靱な浄水場を目指します。

3 環境にやさしい浄水場

脱炭素・循環型社会へ貢献するため、環境にやさしい浄水場を目指します。

4 持続可能な浄水場

水需要の減少や現状の水運用を考慮した上で、適切な更新方法と施設能力にするとともに、維持管理しやすい浄水場とします。

※河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新基本計画は以下のホームページアドレス又は二次元バーコードからご覧いただけます。

○ホームページアドレス

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/suido/suido/suidouseibi/documents/kogashira-renewalplan.html>



第1章 特定事業に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業

(2) 対象となる公共施設

水道施設

(3) 公共施設等の管理者

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者 遠藤 章

(4) 事業目的

本事業は、老朽化が進んでおり、耐震性能の不足や非常時の対応に課題がある河頭浄水場（甲系統の浄水施設）の施設の更新を行い、将来にわたり安全で良質な水の安定供給を図ることを目的とする。

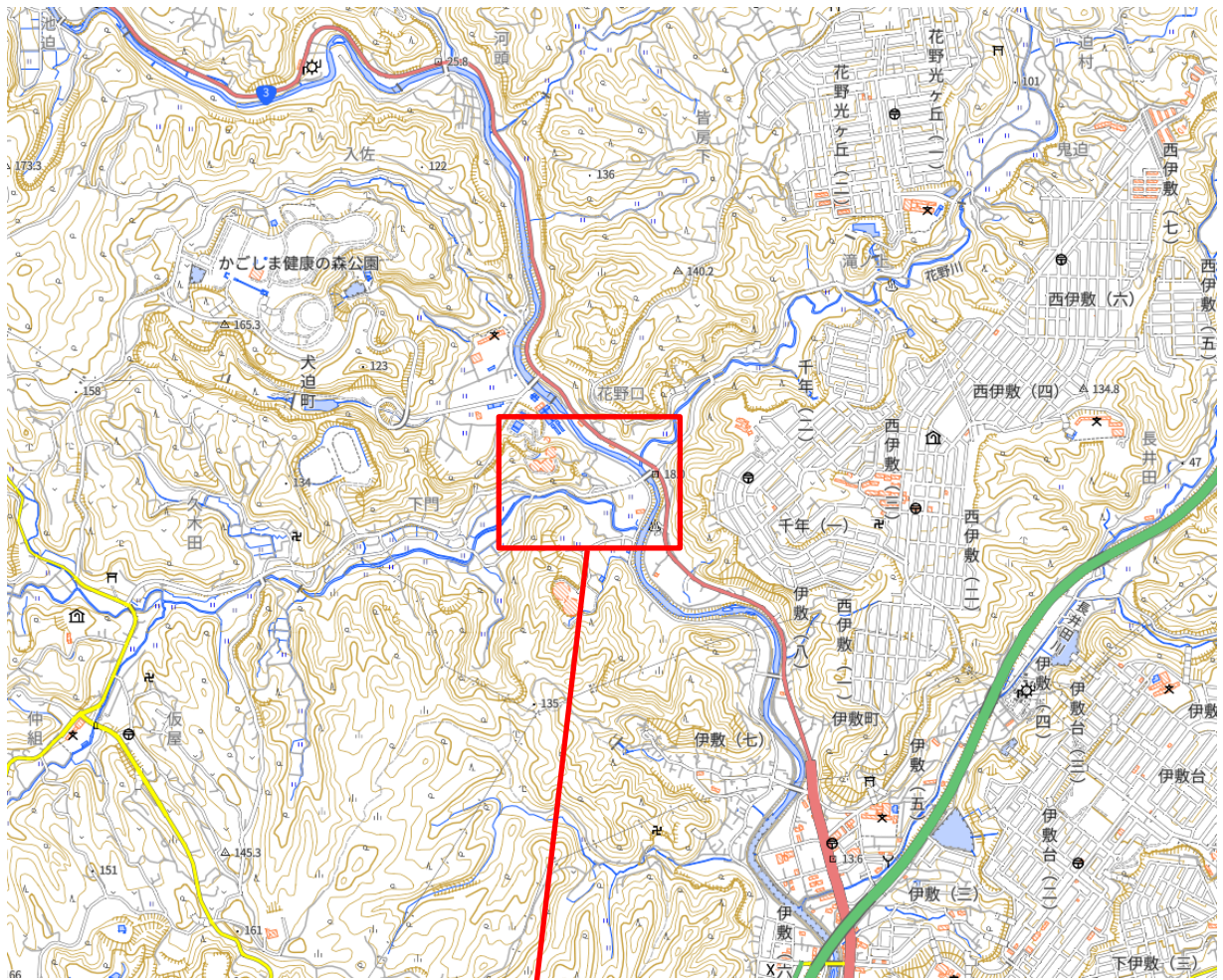
(5) 施設の概要

① 既存施設

既存の河頭浄水場と更新用地の位置図を図1-1に示す。

また、既存の河頭浄水場（甲系統の浄水施設）の施設概要を表1-1、施設配置図を図1-2、既存の河頭浄水場の施設フロー図を図1-3に示す。

なお、乙系統と共用の施設が一部含まれる。



出典：国土地理院ウェブサイト（地理院地図 Vector）

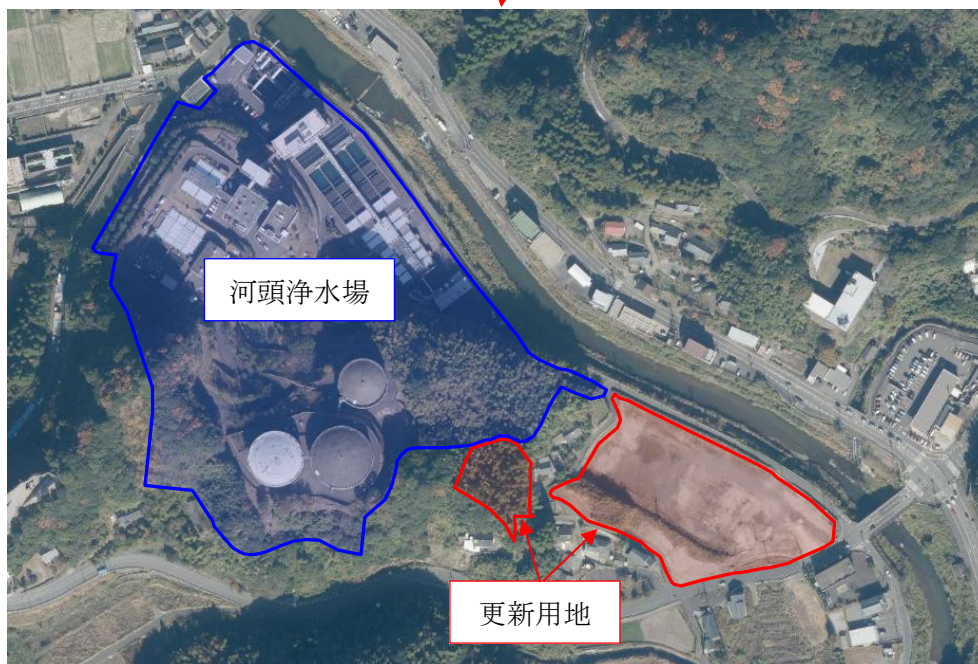


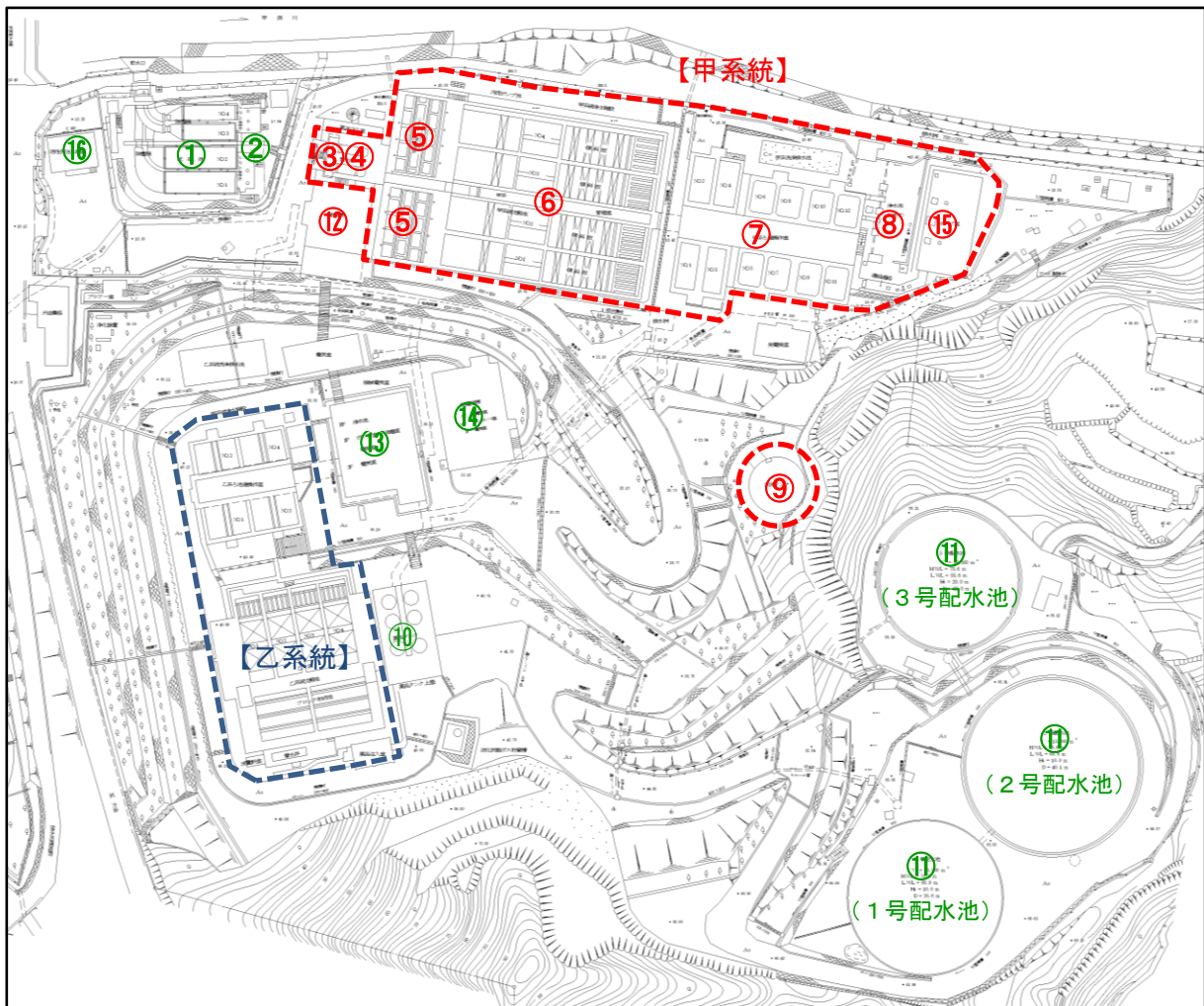
図 1-1 既存の河頭浄水場と更新用地の位置図

表 1-1 既存の河頭浄水場（甲系統の浄水施設）の施設概要

施設名	形状寸法等	更新対象有無
①沈砂池 （甲系統）	構造：鉄筋コンクリート造 3.9m×11.7m×3.1m×2池	・更新対象外
②取水ポンプ （甲系統）	23.0 m ³ /分×10m×55 kw×1台 15.5 m ³ /分×10m×45 kw×2台 31.0 m ³ /分×10m×70 kw×1台	・更新対象 （撤去含む）
③着水井 （甲系統）	構造：鉄筋コンクリート造 4.0m×6.8m×3.5m×2池	・更新対象 ・更新用地に別途整備 （撤去不要）
④薬品混和池 （甲系統）	構造：鉄筋コンクリート造 4.0m×4.0m×4.0m×2池	・更新対象 ・更新用地に別途整備 （撤去不要）
⑤フロック形成池 （甲系統）	構造：鉄筋コンクリート造 18.2m×10.5m×3.0m×2池	・更新対象 ・更新用地に別途整備 （撤去不要）
⑥薬品沈でん池 （甲系統）	構造：鉄筋コンクリート造 8.7m×47.0m×4.2m×4池	・更新対象 ・更新用地に別途整備 （撤去不要）
⑦急速ろ過池 （甲系統）	構造：鉄筋コンクリート造 ろ過速度：120m/日 60m ² ×4池、50m ² ×8池	・更新対象 ・更新用地に別途整備 （撤去不要）
⑧浄水池 （甲系統）	構造：鉄筋コンクリート造 24.0m×24.0m×2.95m×1池	・更新対象 ・更新用地に別途整備 （撤去不要）
⑨洗浄用タンク （甲系統）	構造：鉄筋コンクリート造 φ11.0m×3.0m×1池	・更新対象 ・更新用地に別途整備 （撤去不要）
⑩薬品タンク （甲乙共通）	ポリ塩化アルミニウム：25m ³ ×4基 苛性ソーダ：25m ³ ×2基 次亜塩素酸ナトリウム：10m ³ ×2基 液化炭酸ガス：15m ³ ×1基	・更新対象（甲系統） ・更新用地に別途整備 （撤去不要）
⑪配水池 （河頭配水池）	構造：プレストレストコンクリート造 φ36.0m×10.0m×1池、V=10,000m ³ φ40.8m×10.0m×1池、V=13,000m ³ φ32.0m×20.0m×1池、V=16,000m ³	・更新対象外
⑫管理本館 （甲乙共通）	構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、 地上4階建て 1階：薬品注入機室等 A=524.86m ² 2階：水質試験室等 A=536.92m ² 3階：事務室、資料室等 A=536.92m ² 4階：中央管理室等 A=566.92m ²	・一部更新対象 ・甲系統に係る一部機能は更新用地に別途整備 （撤去不要） ※更新後の運転管理、水質試験は管理本館で行う。
⑬機械本館 （甲乙共通）	構造：鉄筋コンクリート造、 地上2階、地下1階 1階：ポンプ室、薬品注入機室等 A=346m ² 2階：電気室 A=458m ² 地下：浄水池 18.0m×18.0m×3.0m V=955m ³	・一部更新対象 ・甲系統に係る一部機能は更新用地に別途整備 （撤去不要） ・取水ポンプ盤等は既存位置で更新（撤去含む）

施設名	形状寸法等	更新対象有無
⑭発電機棟 (甲乙共通)	構造：鉄筋コンクリート造、地上2階建て 1階：発電機室等 A=390.65m ² ガスタービン式 2,500KVA 2階：電気室等 A=363.0m ²	<ul style="list-style-type: none"> 更新対象（甲系統） 更新用地に別途整備（撤去不要）
⑮送水ポンプ室 (甲系統)	構造：鉄筋コンクリート造、平家建 A=288m ²	<ul style="list-style-type: none"> 更新対象 更新用地に別途整備（撤去不要）
⑯活性炭注入機室 (甲乙共通)	構造：鉄骨造 A=11.0m×8.2m=90.2m ² 粉末活性炭貯留槽 V=63m ³	<ul style="list-style-type: none"> 更新対象（甲系統） 更新用地に別途整備（撤去不要）

※甲系統の沈でん池の一部、急速ろ過池、乙系統の沈でん池・急速ろ過池はアルミ製覆蓋の設置あり。



※配置図内の番号は、表 1-1 (P5~6) の施設名の番号を示す。

※緑色は甲系統及び乙系統の共通施設

図 1-2 既存の河頭浄水場の施設配置図
(甲系統及び乙系統)

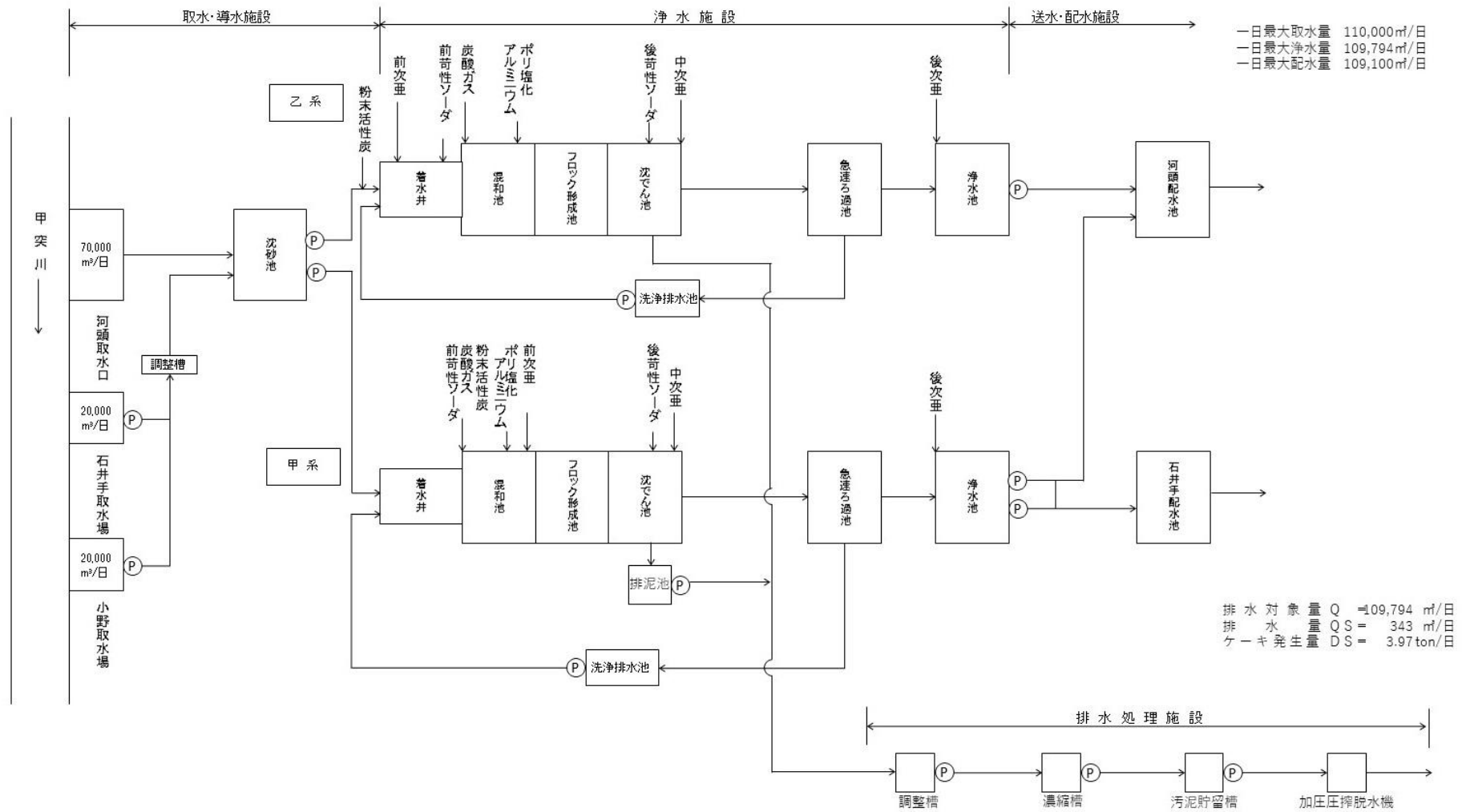


図 1-3 既存の河頭浄水場の施設フロー図

② 整備対象施設

本事業で整備する主な施設を表 1-2、参考として河頭浄水場更新後の施設フロー図を図 1-4 に示す。なお、詳細については要求水準書で示す。

表 1-2 主な整備対象施設

No.	施設名	概要
1	導水ポンプ設備	既存の河頭浄水場の沈砂池から着水井へ導水するポンプ設備を設置する。 ※既存の河頭浄水場（P6、図 1-2 の②）に設置する。
2	着水井	原水を受ける着水井（上屋を含む）を設置する。
3	浄水処理施設	浄水処理に必要な施設（上屋を含む）を設置する。 （活性炭接触池、薬品混和池、フロック形成池、沈でん池、急速ろ過池、その他必要な施設）
4	浄水池	浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。
5	薬品注入設備	浄水処理に必要な薬品注入設備を設置する。
6	送水ポンプ設備	浄水池から配水池に送水するためのポンプ設備を設置する。
7	電気計装設備	受変電設備、動力設備、自家発電設備、監視制御設備、計装設備、太陽光発電設備等を設置する。
8	場内配管	施設間の連絡管、導水管（既存導水管分岐部から着水井まで）、送水管（浄水池～既存送水管接続部まで）等を設置する。
9	機械・電気棟	機械室、電気室、維持管理業務に必要な室等を有する建屋を設置する。
10	応急給水施設	災害時の応急給水スペース、給水車への応急給水施設を設置する。
11	場内整備	外構施設、給排水設備及び ITV 設備等を設置する。

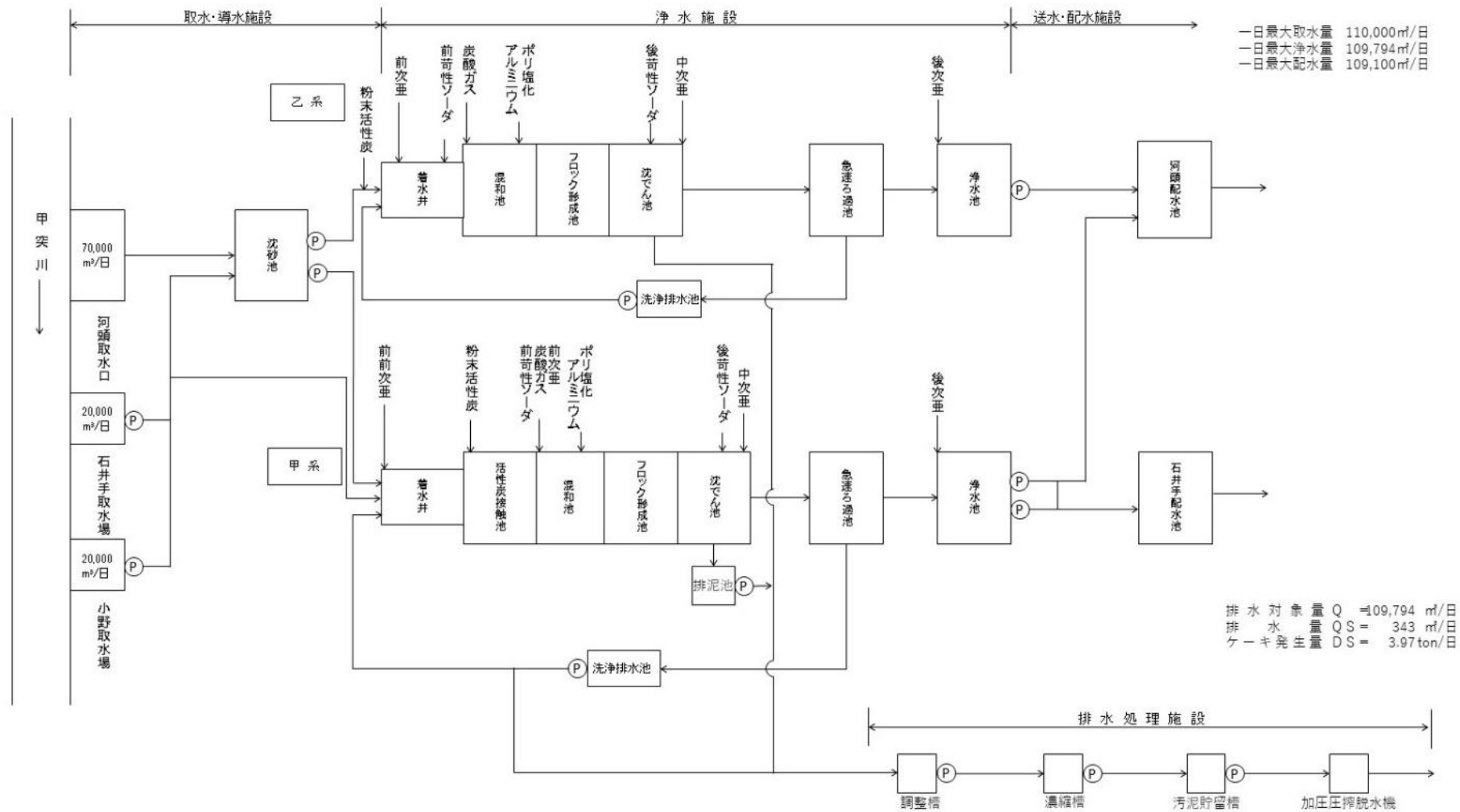


図 1-4 河頭浄水場更新後の施設フロー図

(6) 事業内容

① 事業方式

本事業は、事業者が調査、設計業務、建設工事及び維持管理業務を一括して実施する DBM 方式（設計 Design－建設 Build－維持管理 Maintenance）とする。

なお、運転管理業務や既存の河頭浄水場の維持管理業務は本事業に含まれない。

② 事業期間

本事業の事業契約締結日から令和 32 年（2050 年）4 月 30 日までを事業期間とする。

ア 設計・建設工事期間

契約締結日～令和 17 年（2035 年）10 月 1 日（試運転期間を含む）

※令和 17 年（2035 年）10 月 1 日までに局の完成検査を受け合格すること。

※早期に完成させることは可とする。

イ 維持管理期間

令和 17 年（2035 年）10 月 1 日（予定）～令和 32 年（2050 年）4 月 30 日

※令和 32 年（2050 年）4 月 1 日～4 月 30 日は維持管理業務の引継ぎ期間とする。

※早期に完成した場合、完成検査合格日～令和 17 年（2035 年）10 月 1 日の間の維持管理費用は局が負担する。

③ 事業終了時の措置

局は事業期間終了後も整備対象施設を継続して使用する予定である。

事業者は、事業終了時に、整備対象施設を局の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態を保って、後継事業者に引継ぐものとする。

なお、事業終了時の措置について、事業終了の 1 年前から局及び事業者は協議を開始するものとする。

④ 事業の対象となる業務範囲と施設等整備の要件

本事業の対象となる業務範囲等を以下に示す。

ア 設計業務及び建設工事

a 事前・事後調査業務

b 設計業務

c 建設工事（試運転含む）

d 局が提示する調査結果以外に必要な測量等の業務

e 各種申請業務（局が行う申請への協力を含む）

f 近隣対応業務（事業者が負担すべき範囲）

g その他実施する上で必要な業務

イ 維持管理業務

a 保守点検業務

- ・ 日常保守点検業務
- ・ 自家用電気工作物点検業務
- ・ 予備動力保守点検業務
- ・ 地下燃料タンク点検業務
- ・ 集中監視制御設備保守点検業務
- ・ 計装設備保守点検業務
- ・ 水質分析計保守点検業務
- ・ 炭酸ガス注入設備点検業務
- ・ 活性炭注入設備保守点検業務
- ・ ろ過池更生業務

b その他

- ・ 事業終了時の引継ぎ業務
- ・ 近隣対応業務（事業者が負担すべき範囲）
- ・ その他実施する上で必要な業務

ウ 施設等整備の要件

河頭浄水場（甲系統の浄水施設）の更新前後の施設能力及び浄水処理方法は、表 1-3 のとおりである。

河頭浄水場は甲突川を水源とし、3 箇所の取水施設（河頭取水口・石井手取水場・小野取水場）で取水を実施している。

表 1-3 更新前後における施設能力等比較表

	更新前	更新後
計画一日最大配水量	69,400 m ³ /日	69,400 m ³ /日
浄水処理方法	粉末活性炭（接触池なし）＋凝集沈でん＋急速ろ過	粉末活性炭処理＋凝集沈でん＋急速ろ過

⑤ 事業者の収入

設計・建設工事段階においては、事業者が本事業の設計業務及び建設工事を行い、局がその対価を、設計業務費及び建設工事費を設計業務、建設工事のための共同企業体（以下「設計建設 JV」という。）に支払う。維持管理段階においては、事業者が本事業の維持管理業務を行い、局がその対価を維持管理業務のための共同企業体（以下「維持管理 JV」という。）に支払うサービス購入型とする。

⑥ 局が活用を予定している補助金について

本事業の実施に関して、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）（上下水道 DX 推進事業）の活用を予定している。

補助金の申請等の手続きは局で行うが、事業者は申請手続き等に必要な書類の作成等について局を支援するものとする。

(7) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは表 1-4 のとおり予定している。

表 1-4 事業スケジュール

項 目	予 定
基本契約の締結	令和 9 年 (2027 年) 1 月中旬
設計及び建設工事請負契約並びに維持管理業務委託契約の締結	令和 9 年 (2027 年) 3 月上旬
設計・建設工事期間	令和 9 年 (2027 年) 3 月上旬 ～令和 17 年 (2035 年) 10 月 1 日 (試運転を含む)
維持管理期間	令和 17 年 (2035 年) 10 月 1 日 (予定) ～令和 32 年 (2050 年) 4 月 30 日
契約終了	令和 32 年 (2050 年) 4 月 30 日

(8) 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、技術提案等に基づいた公募型プロポーザル方式にて実施する。また、その手続きについては、以下のとおり実施する。

2. 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の選定に当たってのスケジュールを表 2-1 に示す。なお、スケジュールは今後変更が生じることがある。

表 2-1 事業者の募集及び選定スケジュール

実 施 事 項	日 程
募集要項等の公表	令和8年 2月 5日
募集要項等に関する説明及び現地見学会の受付、締め切り	令和8年 2月 6日～2月 13日
募集要項等に関する意見、質問の受付、締め切り	令和8年 2月 6日～3月 3日
募集要項等に関する説明及び現地見学会	令和8年 2月 24日～2月 27日
参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付、締め切り	令和8年 3月 4日～4月 3日
募集要項等に関する意見、質問の回答公表	令和8年 3月 27日
参加資格審査結果の通知	令和8年 4月 21日
資料閲覧、現場調査及び技術的対話（第一回）の受付、締め切り	令和8年 4月 22日～4月 28日
資料閲覧、現場調査及び技術的対話（第一回）	令和8年 5月 20日～5月 26日
資料閲覧、現場調査及び技術的対話（第二回）の受付、締め切り	令和8年 6月 22日～6月 30日
資料閲覧、現場調査及び技術的対話（第二回）	令和8年 7月 14日～7月 21日
提案書の受付、締め切り	令和8年 9月 15日～9月 25日
応募辞退届提出期限	令和8年 9月 25日
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年 11月中旬
優先交渉権者の決定・公表	令和8年 12月中旬
基本契約の締結	令和9年 1月中旬
設計及び建設工事請負契約並びに維持管理業務委託契約の締結	令和9年 3月上旬

※募集要項等に関する説明及び現地見学会では希望者に関覧資料の一部を DVD 等で配付する。（今回希望者に配付する DVD は、実施方針等に関する閲覧資料として配付したものと同一のものである。）

3. プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集要項等に関する説明及び現地見学会

本事業の募集要項等に関する説明及び現地見学会は、表 3-1 に示す要領で行う。

表 3-1 募集要項等に関する説明及び現地見学会の申込手続き

項 目	概 要
開催日	下記の日時にて申込者数に応じて調整する。 第 1 回：令和 8 年 2 月 24 日（火） 9:00～11:30 第 2 回：令和 8 年 2 月 24 日（火） 13:30～16:00 第 3 回：令和 8 年 2 月 25 日（水） 9:00～11:30 第 4 回：令和 8 年 2 月 25 日（水） 13:30～16:00 第 5 回：令和 8 年 2 月 26 日（木） 9:00～11:30 第 6 回：令和 8 年 2 月 26 日（木） 13:30～16:00 第 7 回：令和 8 年 2 月 27 日（金） 9:00～11:30 第 8 回：令和 8 年 2 月 27 日（金） 13:30～16:00
開催場所	鹿児島市水道局河頭浄水場（鹿児島市犬迫町 1272 番 1）
参加人数	1 社あたり 6 名以内とする。
申込期間	令和 8 年 2 月 6 日（金） から 令和 8 年 2 月 13 日（金） 15 時 00 分まで
閲覧資料の配付	希望者には閲覧資料の一部を DVD 等で配付する。（今回希望者に配付する DVD は、実施方針等に関する閲覧資料として配付したものと同一のものである。）
受付方法	上記申込期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 説明及び現地見学会への申込方法は、募集要項等に関する説明及び現地見学会参加申込書（様式 I-1）及び募集要項等の公表に伴う閲覧資料のデータ借受申込書（様式 I-2 ※申請は任意。）に必要事項を入力の上、電子メールにより、提出先電子メールアドレス宛に送信すること。 ファイル形式は Microsoft Excel 形式とし、PDF 等は不可とする。 電子データ借受にあたり、説明会当日に守秘義務の遵守に関する誓約書（様式 I-3-①）の原本を提出すること。
提出確認	電子メール送信後、24 時間以内（土・日・祝日を除く）に局から受信確認のメールが届かない場合は、速やかに「第 8 章 5. 問合せ先」に電話にて連絡すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(商号又は名称)_説明及び現地見学会参加申込】とする。
提出先電子メールアドレス	susei-koga@city.kagoshima.lg.jp
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 開催日時は、申込数に応じて調整し、局が調整後、申込者に別途電子メールにて連絡する。 説明及び現地見学会では、募集要項等を配付しないため、各自持参すること。 参加者は社用車等で開催場所に集合することも可とする（駐車スペースを鑑み 1 社あたり 2 台までとする）。 説明及び現地見学会では、本事業に関する質問及び意見は一切受け付けない。 参加者は名刺又は ID ストラップ等を着用すること。 電子データ借受にあたり、DVD 等の準備は不要である。 体調のすぐれない方、発熱のある方は参加不可とし、その場合の代理出席は可とする（当日、受付時に申出ること）。 降雪等により開催日時を変更することがある。その場合は、局は申込者に電子メールにて連絡する。

(2) 資料の閲覧 (DVD 等による配付)

募集要項等に関する説明及び現地見学会において、希望者には資料閲覧 (DVD 等による配付) を実施する。詳細は、「第2章3. (1) 募集要項等に関する説明及び現地見学会」を参照すること。

なお、今回希望者に配付する DVD は、実施方針等に関する閲覧資料として配布したものと同一のものである。

(3) 募集要項等に関する意見、質問の受付

本事業の募集要項等に関する意見、質問の受付は、表 3-2 に示す要領で行う。

表 3-2 募集要項等に関する意見、質問の受付方法

項目	概 要
受付期間	令和8年2月6日(金)から 令和8年3月3日(火)15時00分まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。
提出方法	・質問、意見の提出方法は、募集要項等に関する意見・質問書(様式 I-4)に必要事項を入力の上、電子メールにより、提出先電子メールアドレス宛に送信すること。 ・ファイル形式は Microsoft Excel 形式とし、PDF 等は不可とする。
提出確認	電子メール送信後、24 時間以内(土・日・祝日を除く)に局から受信確認のメールが届かない場合は、速やかに「第8章5. 問合せ先」に電話にて連絡すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(商号又は名称)_募集要項等に関する意見質問】とする。
提出先電子メールアドレス	susei-koga@city.kagoshima.lg.jp

(4) 募集要項等に関する意見、質問への回答

募集要項等に関する意見、質問への回答は、令和8年3月27日(金)までに、局のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。また、提出者の特殊な技術、ノウハウ等に係る提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと局が認めたものは公表しない。

(5) 原水の提供

本事業への応募にあたり、希望者には原水提供を表 3-3 に示す要領で行う。

表 3-3 原水の提供申込手続き

項 目	概 要
採水日	令和 8 年 2 月 13 日（金）から令和 8 年 7 月 21 日（火）まで （土・日・祝日及び 2 月 24～27 日を除く）
開催場所	鹿児島市水道局河頭浄水場（鹿児島市犬迫町 1272 番 1）ほか
受付期間	令和 8 年 2 月 6 日（金）から 令和 8 年 7 月 13 日（月）15 時 00 分まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。
提出方法	・原水提供申込書（様式 I-5）に必要事項を入力の上、採水希望日の 1 週間前（土・日・祝日を除く）までに電子メールにより、提出先電子メールアドレス宛に送信すること。・ファイル形式は Microsoft Excel 形式とし、PDF 等は不可とする。
提出確認	電子メール送信後、24 時間以内（土・日・祝日を除く）に局から受信確認のメールが届かない場合は、速やかに「第 8 章 5. 問合せ先」に電話にて連絡すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(商号又は名称)_原水提供申込】とする。
提出先電子メールアドレス	susei-koga@city.kagoshima.lg.jp
注意事項	・開催日時は、局が調整後、申込者に別途電子メールにて連絡する。 ・受け渡し場所は採水希望場所により異なる。 ・申込者にて、ポリタンク等を持参すること。 ・台風等により採水日を変更することがある。その場合は、局から申込者に電子メールにて連絡する。

(6) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付

本事業の参加表明及び参加資格確認申請書等の受付は、表 3-4 に示す要領で行う。

表 3-4 参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付方法

項 目	概 要
受付期間	令和 8 年 3 月 4 日（水）から令和 8 年 4 月 3 日（金）（土・日・祝日を除く）の 8 時 45 分から 16 時 30 分までの間
提出方法	「第 8 章 5. 問合せ先」に持参又は郵送すること。 ・持参する場合は、「第 8 章 5. 問合せ先」に提出予定日時を事前に電話連絡すること。 ・郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により受付期限必着で送付すること。
提出書類	「提出書類作成要領及び様式集の 1. 提出書類一覧（2）参加資格審査に関わる提出様式」参照
提出確認	郵送した場合、必ず送付後に、「第 8 章 5. 問合せ先」に電話し、到着確認を行うこと。
注意事項	・期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書等を提出しない者及び参加資格要件を満たしていないと認められた応募者は、このプロポーザルに参加することはできない。 ・局は、提出された参加表明書及び参加資格確認申請書等を確認したうえで、軽微な不備の補正などが必要であると判断した場合は、参加表明書及び参加資格確認申請書等の補正もしくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(7) 参加資格審査結果の通知等

①参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和 8 年 4 月 21 日（火）以降に、応募者の代表企業に対して参加資格審査通知書にて通知する。

②参加資格を満たしていないと認められた応募者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格要件を満たしていないと認められた応募者は、局に対して、参加資格の確認結果に関する説明の要求書（様式 I-6）を提出することで、理由の説明を求めることができる。局は説明を求めた応募者の代表企業に対して、書面により回答する。

ア 提出書類

参加資格の確認結果に関する説明の要求書（様式 I-6）

イ 提出方法

「第 8 章 5. 問合せ先」に提出予定日時を事前に電話連絡し、令和 8 年 4 月 22 日（水）から令和 8 年 5 月 13 日（水）（土・日・祝日を除く）の 8 時 45 分から 16 時 30 分までの間に持参すること。

(8) 資料閲覧・現場調査・技術的対話

本事業の資料閲覧・現場調査・技術的対話は、表 3-5 に示す要領で行う。

表 3-5 資料閲覧・現場調査・技術的対話の申込手続き

項 目	概 要
開催日時	下記の期間にて調整し、実施時間等は別途通知する。 第1回：令和8年5月20日（水）から令和8年5月26日（火）まで 第2回：令和8年7月14日（火）から令和8年7月21日（火）まで
開催場所	鹿児島市水道局河頭浄水場（鹿児島市犬迫町 1272 番 1）
出席人数	1 グループあたり 15 名以内とする。
受付期間	第1回：令和8年4月22日（水）から令和8年4月28日（火） （土・日・祝日を除く）の8時45分から16時30分までの間 第2回：令和8年6月22日（月）から令和8年6月30日（火） （土・日・祝日を除く）の8時45分から16時30分までの間
提出方法	「第8章5. 問合せ先」に持参又は郵送すること。 ・持参する場合は、「第8章5. 問合せ先」に提出予定日時を事前に電話連絡すること。 ・郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により受付期限必着で送付すること。
提出書類	①資料閲覧申請書（様式 I - 7） ②現場調査申請書（様式 I - 8） ③技術的対話に関する対話事項（様式 I - 9） ④技術対話補足説明資料（書式自由） ・ A3 又は A4 サイズ、10 枚以内、左上ホチキス留とすること。 ・ 対話で確認したい項目の考え方を補足する資料を必要に応じて提出すること。企業名及び企業を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないこと。 ⑤提出部数 ・ 印刷物 10 部 ・ 電子データ 1 部（CD-R 又は DVD-R に、上記①～④の PDF データ及び①～③の Microsoft Excel データを格納すること。）
提出確認	郵送した場合、必ず送付後に、「第8章5. 問合せ先」に電話し、到着確認を行うこと。
注意事項	・ 資料閲覧及び現場調査に係る時間は、申請内容を勘案して設定する。 ・ 技術的対話は、原則、応募者から提出された技術的対話に関する対話事項（様式 I - 9）について、応募者ごとに対面による質疑応答形式で行う。対話時間は 2 時間程度とする。提出資料を用いた対話とし、プロジェクター等の設備は使用しない。 ・ 応募者側の出席者は、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。また、企業名等の参加者が特定できるような服装及び行為のないよう留意すること。 ・ 技術的対話の内容については、原則非公開とするが、技術的対話の結果、全ての応募者に対して共有すべき情報であると局が判断したものは公表する。 ・ 技術的対話の実施内容については審査に反映しない。

(9) 提案書の受付

参加資格要件を満たしていると認められた応募者からの提案書の受付は、表 3-6 に示す要領で行う。なお、応募者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

表 3-6 提案書の受付方法

項目	概要
受付期間	令和 8 年 9 月 15 日（火）から令和 8 年 9 月 25 日（金）（土・日・祝日を除く）の 8 時 45 分から 16 時 30 分までの間
提出方法	「第 8 章 5. 問合せ先」に提出予定日時を事前に電話連絡し、持参すること。
提出書類	「提出書類作成要領及び様式集の 1. 提出書類一覧（3）提案審査に関わる提出様式」参照
注意事項	<ul style="list-style-type: none">提出された書類を確認後、局は応募者の代表企業に受付票を発行する。局は、提出された提案書を確認したうえで、軽微な不備の補正などが必要であると判断した場合は、提案書の補正もしくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(10) 応募の辞退

局から参加資格要件を満たしていると認められた応募者が、応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式 I - 10）を提出すること。

ア 提出書類

応募辞退届（様式 I - 10）

イ 提出方法

「第 8 章 5. 問合せ先」に提出予定日時を事前に電話連絡し、令和 8 年 9 月 25 日（金）の 16 時 30 分までに持参すること。

4. 提案書に関するプレゼンテーション等の実施

提案内容に関する確認のために、応募者によるプレゼンテーションを行い、同時に局は、応募者に対してヒアリングを実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングは、提案書に基づく説明資料等により実施するものとし、追加提案は認めない。プレゼンテーションは、原則、Microsoft PowerPoint を用いたスクリーンへの映写により行うものとする。

プレゼンテーション及びヒアリングは、表 2-1 に示す時期に開催する予定であるが、詳細な日時、場所及び実施方法等については、事前に応募者の代表企業に別途通知する。

5. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。また、想定する事業実施体制を別紙 1 に示す。

- ① 応募者は、複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、構成企業数は任意とするが、各々の構成企業は本事業の実施に関して適切な役割を担うこと。ただし、1 者で参加資格要件を満たす複数の職種（業務を含む。）を兼ねることは可

とする。

- ② 応募グループは、設計企業、建設企業及び維持管理企業を含む企業により構成されることを基本とする。
- ③ 応募グループは、構成企業の中から 1 者を代表企業として定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び手続きを行う。
- ④ 代表企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事（設計業務、土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事及び維持管理業務）について明らかにすること。
- ⑤ 代表企業の変更は、原則として認めない。ただし、局がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、局がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- ⑦ 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業になることはできない。
- ⑧ 応募グループは、設計建設 JV 及び維持管理 JV を結成すること。
- ⑨ 維持管理 JV の構成企業のうち少なくとも 1 者は、設計建設 JV の機械設備工事又は電気設備工事を行う構成企業としなければならない。
- ⑩ 設計建設 JV 及び維持管理 JV はそれぞれ 1 者を代表構成員として定めること。なお、応募グループの代表企業と各代表構成員は同一でなくてよい。
- ⑪ 設計建設 JV の構成企業に令和 7・8 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿（県内工事）に登録されており、鹿児島市内に本社又は本店がある企業（以下「地元企業」という。）を 1 者以上含めること。

（２）全ての構成企業に必要な資格

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年 5 月 28 日制定）若しくは、鹿児島市水道局建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年 7 月 10 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 次の法律のいずれにも該当しない者であること。
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの。（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの。（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ④ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 26 年 3 月 27 日制定）若しくは、鹿児島市水道局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 26 年 3 月 31 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 本事業の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関係している者（株式会社 NJS 及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）や他の応募グループを構成する企業との間に以下の資本関係又は人的関係にない者であること。
 - ・資本関係
 - 以下のいずれかに該当する場合
 - ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。

以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

・人的関係

以下に該当する場合

ア)一方の会社の役員(会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。)が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(3) 設計業務を行う構成企業に必要な資格

設計業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で実施する場合は①は全ての構成企業が満たすものとし、②③は構成企業のうちいずれかが満たし、④⑤は少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。

- ① 令和7・8年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に「土木コンサルタント」又は「建築コンサルタント」で登録されている者、もしくは令和8年度の建設工事等入札参加資格審査申請書一式を局に提出しており、「土木コンサルタント」又は「建築コンサルタント」として追加登録される予定の者とする。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 国土交通省の建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規程に基づいて、建設コンサルタント登録簿に上水道及び工業用水道部門で登録を受けていること。
- ④ 管理技術者として、技術士(上下水道部門の上水道および工業用水道)を配置できること。
- ⑤ 国内において、河川表流水(ダム湖水、湖沼水を含む)を水源とする施設能力10,000 m³/日以上を有する急速ろ過方式の浄水場の詳細設計実績(凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池の新設、更新、耐震補強設計のいずれかを含むもの)を有すること(設計施工一括発注の場合は、設計業務が完了していることが証明出来ればよいものとする。)

(4) 土木工事を行う構成企業に必要な資格

土木工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で実施する場合は①②③及び⑤は全ての構成企業が満たすものとし、④は少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。

- ① 令和7・8年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に「土木一式工事」で登録されている者、もしくは令和8年度の建設工事等入札参加資格審査申請書一式を局に提出しており、「土木一式工事」として追加登録される予定の者とする。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 地元企業については、令和7・8年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿(県内工事)に記載された土木工事の等級が「A級」であること。鹿児島市外に本店がある企業(以下「市外業者」という。)については、建設業法に規定する「土木一式工事」に係る経営事項審査結果の総合評点(以下「P点」という。)が1,500点以上であるこ

と。

- ④ 国内において、河川表流水（ダム湖水、湖沼水を含む）を水源とする施設能力 35,000 m³/日以上を有する浄水場の土木工事（急速ろ過方式に係る構造物の新設又は更新（凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池のいずれかを含むもの））を施工し、引き渡した実績を有すること（土木工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上であるものに限る（乙型 JV の場合は土木工事の分担工事額の 20%以上であるものに限る。）。）。
- ⑤ 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。なお、参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 か月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 か月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

（5）建築工事を行う構成企業に必要な資格

建築工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。なお、複数の構成企業で実施する場合も全ての項目を全ての構成企業が満たすこと。

- ① 令和 7・8 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に「建築一式工事」で登録されている者、もしくは令和 8 年度の建設工事等入札参加資格審査申請書一式を局に提出しており、「建築一式工事」として追加登録される予定の者とする。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 地元企業については、令和 7・8 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿（県内工事）に記載された建築工事の等級が「A 級」であること。市外業者については、建設業法に規定する「建築一式工事」に係る P 点が 1,500 点以上であること。
- ④ 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。なお、参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 か月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 か月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

（6）機械設備工事を行う構成企業に必要な資格

機械設備工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で実施する場合は①②③及び⑤は全ての構成企業が満たすものとし、④は少なくとも主たる業務を担う 1 者が満たすこと。

- ① 令和 7・8 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に「機械器具設置工事」で登録されている者、もしくは令和 8 年度の建設工事等入札参加資格審査申請書一式を局に提出しており、「機械器具設置工事」として追加登録される予定の者とする。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する、機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 地元企業については、令和 7・8 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿（県内工事）に記載された機械器具設置工事の等級が「A 級」であること。市外業者については、建設業法に規定する「機械器具設置工事」に係る P 点が 1,100 点以上である

こと。

- ④ 国内において、河川表流水（ダム湖水、湖沼水を含む）を水源とする施設能力 35,000 m³/日以上を有する浄水場の機械設備設置工事（急速ろ過方式に係る重力式の急速ろ過池の新設又は更新）を施工し、引き渡した実績を有すること（機械工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上であるものに限る（乙型 JV の場合は機械設備工事の分担工事額の 20%以上であるものに限る。）。）。
- ⑤ 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。なお、参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 か月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 か月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

（7）電気設備工事を行う構成企業に必要な資格

電気設備工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で実施する場合は①②③及び⑤は全ての構成企業が満たすものとし、④は少なくとも主たる業務を担う 1 者が満たすこと。

- ① 令和 7・8 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に「電気工事」で登録されている者、もしくは令和 8 年度の建設工事等入札参加資格審査申請書一式を局に提出しており、「電気工事」として追加登録される予定の者とする。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する、電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 地元企業については、令和 7・8 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿（県内工事）に記載された電気工事の等級が「A 級」であること。市外業者については、建設業法に規定する「電気工事」に係る P 点が 1,300 点以上であること。
- ④ 国内において、河川表流水（ダム湖水、湖沼水を含む）を水源とする施設能力 35,000 m³/日以上を有する浄水場の電気設備工事（急速ろ過方式に係る浄水場の集中監視及び計装設備一式等の新設又は更新）を施工し、引き渡した実績を有すること。（電気工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上であるものに限る（乙型 JV の場合は電気設備工事の分担工事額の 20%以上であるものに限る。）。）。
- ⑤ 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。なお、参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 か月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 か月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

（8）維持管理業務を行う構成企業に必要な資格

維持管理業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。なお、①②③は全ての構成企業が満たすものとし、④⑤⑥⑦は少なくとも主たる業務（日常保守点検業務）を担う 1 者が満たし、⑧については構成企業のうちいずれかが満たすこと。

- ① 直近1年間に国税及び地方税を滞納していないこと。
- ② 営業に関し法令上許認可を必要とする場合において、当該許認可を得ている者であること。
- ③ 業務に係る契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められるもの。
- ④ 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者を1人以上雇用していること。
- ⑤ 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。
 - ・学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校以上の学校において電気又は機械のいずれかに関する学科を修めて卒業していること。
 - ・水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における浄水施設又は取水施設の維持管理業務について、3年以上の実務経験を有していること。
 - ・酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。
 - ・現場作業（日常保守点検業務）に常駐できること。
- ⑥ 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。
 - ・電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士の資格を有すること。
 - ・酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。
 - ・現場作業（日常保守点検業務の中で、電気に関する作業に従事する際に必要に応じて）に配置できること。
- ⑦ 過去10年以内に元請として、水道法第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における取水施設又は浄水施設の維持管理業務について、継続して5年以上の実績を有していること。
- ⑧ 自家用電気工作物点検業務の際には、次の要件を満たしていること。
 - ・現場責任者として、電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号に規定する電気主任技術者の資格を有して3年以上の者を配置できること。
 - ・担当技術者として、電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号に規定する電気主任技術者の資格、もしくは電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士の資格を有している者を配置できること。

（9）参加資格確認

応募者の参加資格について、「第2章7. 応募者の備えるべき参加資格要件」に示す参加資格を有しているかについて確認する。なお、参加資格要件の確認基準日は参加表明書の提出日とする。

6. 地元企業への発注及び市内産品の活用

地域経済の活性化の観点から、本事業の実施にあたり、地元企業を活用し、構成企業（地元企業）の分担工事額、協力企業（地元企業）への工事及び業務の一部の発注額及び地元企業からの資材等の購入額（いずれも維持管理業務を除く）の合計額が見積金額（設計・建設工事）の20%を超えるように努めること。

- ・工事及び業務の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。
- ・工事及び業務に使用する資材等についても可能な限り市内において製造産出される資材又は、地元企業が販売するものを使用すること。

7. 事業に関する費用

(1) 事業費限度額

本事業の見積り上限価格となる事業費限度額は、以下のとおりとする。

事業費限度額 金 26,279,120,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

また、設計・建設工事、維持管理業務の事業費限度額は、それぞれ以下のとおりとする。

(設計・建設工事)

事業費限度額 金 24,913,270,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(維持管理業務)

事業費限度額 金 1,365,850,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※上記事業費限度額に対する算定根拠は、公表しない。

※最低制限価格は設けない。

(2) 事業費限度額の積算基準日

令和7年10月1日とする。

8. 審査及び選定に関する事項

(1) 参加資格審査

局は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書等について、参加資格要件を有することを審査し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

(2) 技術的対話

技術的対話は、参加資格要件を満たすことを確認した応募者に対し、局が求める要求水準について、対話を通じて応募者の理解度を深めることで局の意図する技術提案を得ることを目的として実施する。

(3) 基礎審査及び基礎審査結果の通知

局は、提出された提案書について、応募者が提出した見積金額が事業費限度額以内であるか及び提案内容が募集要項等に示す要求水準を満足しているか確認するための基礎審査を行う。

応募者が提出した見積金額が事業費限度額を超えた場合または募集要項等に示す要求水準を満足していないことが確認された場合は失格とする。

失格の場合のみ、プレゼンテーション及びヒアリング実施日の前日までに応募者の代表企業に書面により通知する。

(4) 提案内容審査

提案内容審査は、優先交渉権者選定基準に基づき最優秀提案者を選定する審査である。提案内容審査は、提出された書面のほか、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングによって実施する。

なお、審査及び選定に当たっては、学識経験者（外部委員）より意見を聴取する（次に示す（5）審査及び最優秀提案者の選定を参照）。

(5) 審査及び最優秀提案者の選定

応募者の審査及び最優秀提案者の選定は次のとおり実施する。

- ・局は、局の職員により構成される河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）と学識経験者等から構成される河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業意見聴取委員（以下「意見聴取委員」という。）を設置する。
- ・意見聴取委員は、応募者からの提案内容等について、専門家としての意見を述べる（プレゼンテーション及びヒアリングにも参加）。
- ・事業者選定委員会は、意見聴取委員の意見等を踏まえて、提案内容を総合的に評価した上で最終審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(6) 優先交渉権者の決定

局は、事業者選定委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。なお、事業者選定委員会及び意見聴取委員の委員名は、優先交渉権者が決定するまで非公表とする。

(7) 審査結果等の通知及び公表

局は、事業者選定委員会における審査及び選定の結果等を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、局ホームページで公表する。優先交渉権者と次位交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次位交渉権者であることを明記する。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表する。応募者名の公表については、優先交渉権者となった応募者は代表企業及び構成企業名を公表し、優先交渉権者以外の応募者は代表企業名のみを公表とする。

(8) 委員及び局担当者への自己に有利な働きかけの禁止

優先交渉権者の決定までの間に、本事業について事業者選定委員会の委員、意見聴取委員又は局担当者に対して直接又は間接を問わず自己に有利になるための接触、働きかけを行った場合、当該応募者は参加資格を失う。

(9) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- ・参加資格要件を満たしていない場合。
- ・令和7・8年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事（設計業務、土木工事、建築工事、機械設備

工事、電気設備工事) について届出した業務または工事に必要な資格の業種に追加登録がされなかった場合。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・募集要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- ・委員及び局担当者への自己に有利な働きかけ等の事業者選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- ・見積書(様式Ⅲ-2)の設計業務費と建設工事費の合計額が設計・建設工事の事業費限度額を超過した場合または同見積書の維持管理業務費が維持管理業務の事業費限度額を超過した場合。

(10) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権・特許権等の取扱いは以下のとおりとする。

- ・提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、局は、本事業の公表及びその他必要と認めるときには、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。優先交渉権者以外の提案については、優先交渉権者選定結果を公表する目的以外に、無断で使用しない。また、応募者から提出された書類は、返却しない。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として応募者が負う。
- ・応募者から提出された提案書等について、鹿児島市情報公開条例(平成13年3月23日条例第14号)の規定による請求があったときは、当該提案書等を作成した応募者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本事業の優先交渉権者の決定前において、決定に影響がある情報については決定後の開示とする。

(11) 募集の中止等

事業者の募集及び優先交渉権者の決定の過程のなかで、応募者がいない、あるいは局がプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると判断した場合には、すでに公表もしくは通知した事項の変更又は本事業を延期もしくは中止することがある。なお、優先交渉権者の決定までに、本事業に係る令和8年度予算が成立していない場合は、優先交渉権者の決定を行わず、契約を締結しないことがある。これらの場合において、応募者が損害を受けることがあっても、局は賠償責任を負わないものとする。

すでに公表もしくは通知した事項の変更又は本事業を延期もしくは中止することとなった場合は、その旨を速やかに局ホームページに公表する。

9. 事業契約等に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の締結

局は、優先交渉権者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本契約を締結する。

局は、基本契約の規定に基づき設計建設JVと設計及び建設工事請負契約を締結する。

さらに、局は、基本契約に基づき維持管理JVと維持管理業務委託契約を締結する。(別紙1参照)

なお、優先交渉権者決定の通知日の翌日から上記契約の締結までの間、優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合、局は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

(2) 契約に要する費用の負担

優先交渉権者における契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

(3) 契約保証金

設計及び建設工事請負契約書並びに維持管理業務委託契約書に示すとおりとする。

(4) 事業者の責任の履行

事業者は、本事業の遂行に当たって、局との協議及び調整を図りつつ、事業契約の定めに従って責任を履行する。

(5) 事業契約等の公開

事業契約締結後、以下の事業契約の内容等を、局ホームページにおいて公表する。

- ・ 公共施設等の名称及び立地
- ・ 事業者の商号又は名称
- ・ 本事業の整備の内容
- ・ 契約期間
- ・ 契約金額

(6) 次位交渉権者との交渉

優先交渉権者との交渉の結果またはその他の理由により、優先交渉権者と事業契約を締結することができない事由が生じた場合は、次位交渉権者と事業契約の締結に向けた交渉を行うものとする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府公示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、局が行う業務に係るリスクは局が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力等の当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

2. 予想されるリスクと責任分担

本事業で想定されるリスクにおける、局と事業者の責任分担を「別紙2 リスク分担表」に示す。責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

3. 事業の実施状況のモニタリング

局は、事業者が提供するサービス内容の確認のためモニタリングを行う。

モニタリング方法、内容等の詳細については、モニタリング基本計画及び事業契約に定めるとおりとする。

(1) 設計・建設工事段階

局は、事業者が行う設計業務及び建設工事について、事業契約に基づき適切に履行されているか又は事業者が行う設計業務及び建設工事の水準が事業契約に定める要求水準の条件を満足しているか、定期及び随時に検査を行う。

検査の結果、事業者が行う設計業務及び建設工事の水準が事業契約に定める要求水準の条件を満足していないことが判明した場合、局は業務内容の改善を求める。事業者は局の改善要求に対し、自らの費用負担により必要な改善措置を行う。

(2) 維持管理段階

局は、事業者が行う維持管理業務について、業務の水準が事業契約に定める要求水準の条件を満足しているか、定期及び随時に検査を行う。

検査の結果、維持管理業務の水準が事業契約に定める要求水準の条件を満足していないことが判明した場合、局は業務内容の速やかな改善を求める。事業者は、局の改善要求に対し、自らの費用負担により必要な改善措置を行う。この場合、サービス対価の減額措置を行うことがある。

(3) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、局が実施するモニタリングに係る費用は局が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

4. 提供されるべきサービス水準

事業者は、事業期間中、局が満足する内容のサービスを提供することが求められる。更新後の河頭浄水場（甲系統の浄水施設）の水質、本事業の対象となる施設に要求する性能及び維持管理に要求するサービス水準は、募集要項等及び提案書のとおりとする。

5. 支払い手続き

局は、事業契約の定めに従い、提供されるサービスに対する対価を事業者（設計建設 JV または維持管理 JV）に支払う。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

施設等の立地条件は以下のとおりとする。また、既存の河頭浄水場及び更新用地について図4-1に示す。なお、更新用地の現況平面図等は「別紙3」で示す。

① 既存の河頭浄水場（図4-1：青色部分）

所在地：鹿児島市犬迫町1272番1

敷地面積：39,547 m²

② 更新用地（図4-1：赤色部分）

所在地：鹿児島市犬迫町1326番1ほか

敷地面積：約15,280 m²

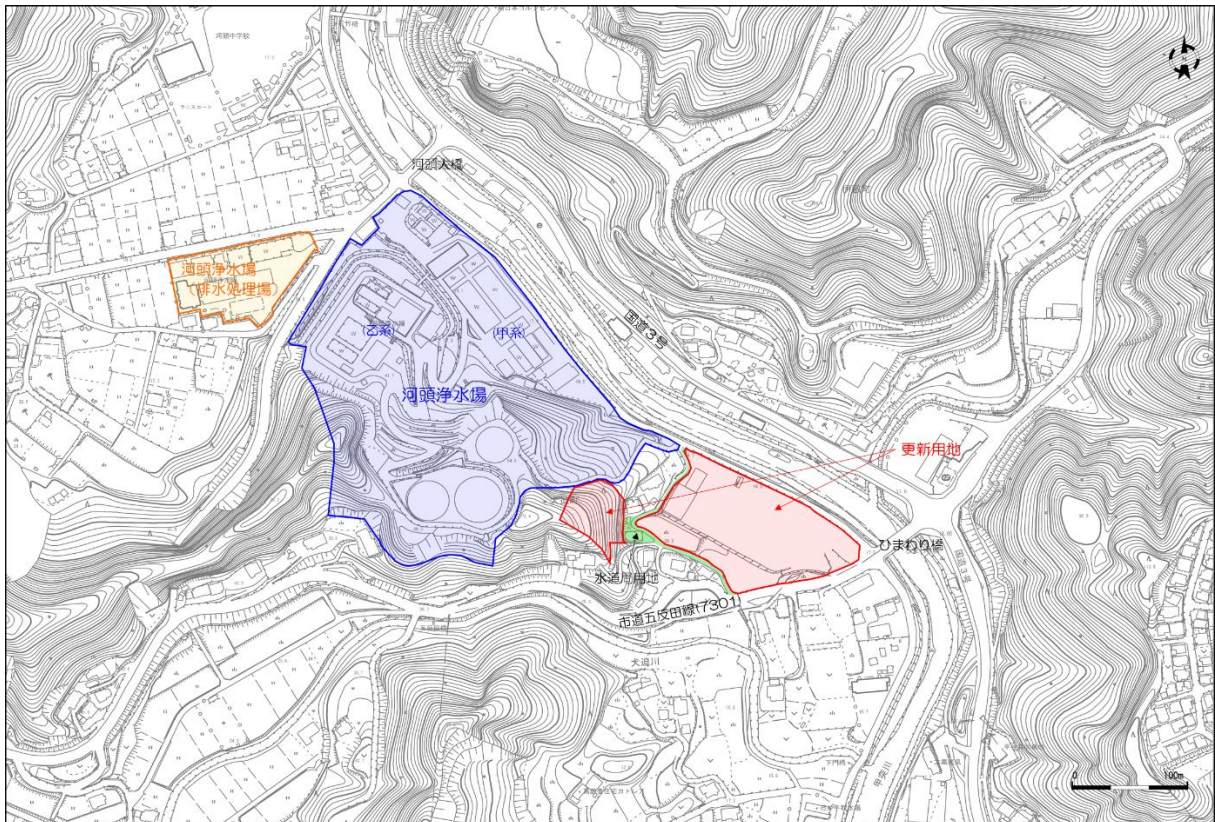


図 4-1 既存の河頭浄水場及び更新用地図

表 4-1 計画浄水場用地の立地条件

項 目	内 容
都市計画区域（区域区分）	鹿児島都市計画区域（市街化調整区域）
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
建ぺい率	50%
容積率	80%
悪臭規制	B地域 悪臭にかかる敷地境界線の規制基準：臭気指数 15
騒音規制（特定工場等の規制基準）	第二種区域 朝(6時～8時) 50 デシベル 昼間(8時～19時) 60 デシベル 夕(19時～22時) 50 デシベル 夜間(22時～6時) 45 デシベル
振動規制（特定工場等の規制基準）	第一種区域 昼間(8時～19時) 60 デシベル 夜間(19時～8時) 55 デシベル

2. 規模及び配置に関する事項

「第1章 1. (5) 施設の概要」に示すとおり。

第5章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 誠実な事業遂行義務

事業者は、事業契約の定めるところにより、誠実に本事業を遂行する。

なお、代表企業は、局への対応窓口となり、本事業遂行上の諸手続を行う。

2. 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、局と事業者は、誠意をもって協議するものとする。協議が整わない場合は、事業契約に規定する措置に従うものとする。

3. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 局による是正勧告

事業者の提供するサービスが、事業契約に定める局の要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、局は事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正することができなかつたときは、局は契約金額の減額及び事業契約を解除することができる。

(2) 事業契約解除

事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合には、局は事業契約を解除することができる。

(3) 事業契約解除に伴う損害等

前2号の規定により局が事業契約を解除した場合、事業者は、局に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者による事業契約解除

局の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難になった場合には、事業者は事業契約に定める手続きに基づき、契約を解除することができる。

(2) 事業契約解除に伴う損害等

前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、局は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、局又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、局及び事業者は事業継続の可否について協議する。

(1) 設計・建設工事期間

設計・建設工事期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、局は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、設計及び建設工事請負契約を解除することができる。その場合、維持管理業務委託契約についても解除することができる。

(2) 維持管理期間

維持管理期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、局は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、維持管理業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

3. その他の支援に関する事項

局は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で協力を行うものとする。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 公正な応募の確保

本事業への応募に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

2. 本事業に係る情報の提供

本事業に係る情報の提供は、適宜、局のホームページ等を通じて行うものとする。

(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/suido/suido/suidouseibi/kogasira-kousin.html>)



3. 応募に当たっての費用負担

応募に関わる費用は、全て応募者の負担とする。

4. 使用言語、単位及び時刻

参加及び本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5. 問合せ先

〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号
鹿児島市水道局 水道部水道整備課河頭浄水場整備係（鹿児島市水道局本庁舎3階）
電話 : 099-803-9749（土・日・祝日を除く8時30分～17時15分）
電子メール : suisei-koga@city.kagoshima.lg.jp